

連結納税制度を適用する場合の中間税効果取扱い公開草案について

標記公開草案(貴会7/25付)につき、コメントさせていただきます。

経過措置適用で、中間決算日までに承認を受けていない場合のケースですが、草案では、承認申請書提出・制度適用意思明確・却下事由なし、の3要件を満たした場合でも、原則として単体納税制度に基づく法人税等の額・法人税等調整額を計算する。容認として連結納税ベースの計算も容認されるとなっています。

しかし、承認という法的条件を満たさずとも3要件を充足している企業であれば、経済的実態を反映する処理としては、中間期から連結納税ベースの計算をするのが適切と考えます。

ただし、連結納税実務の詳細がまだ浸透していない段階での中間決算作業ということで、実務対応上の問題から単体納税ベースも容認する(簡便法的な取扱いとして)ことに反対するわけではありません。したがって、原則を連結納税ベース、容認を単体納税ベースとするのが妥当と思いますが、いかがでしょうか。

中間決算日までの連結納税の承認を受ける企業は、今9月の中間決算では現実的にはほとんど無いと思われます。

また、「実績主義」に変わったとはいえ、年度の中間期までの中間的な報告としての有用な投資情報を提供するという中間財務諸表の役割を踏まえれば、上記要件を満たしているなら、中間・年度ともに、連結納税ベースで計算するのが適切と考えます。

岡研三(新日本監査法人所属)